

令和3年第3回三種町議会臨時会会議録

令和3年11月25日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
11番	高橋満	12番	工藤秀明
13番	堺谷直樹	14番	安藤賢藏
15番	小澤高道	16番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課	長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣
税務課	長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真	健康推進課長	佐々木恭一
農林課	長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一
建設課	長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明
琴丘支所	長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子
会計課	長	平澤仁美	教育長	藤田良博
教育次長	長	後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	齊藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 町長の招集挨拶
- 第 4 条例議案（議案第 66 号から第 69 号まで）の一括上程
- 第 5 議案第 66 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 67 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 68 号 三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 69 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 単行議案（議案第 70 号から第 73 号まで）の一括上程
- 第 10 議案第 70 号 工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設建築工事）
- 第 11 議案第 71 号 工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設機械設備工事）
- 第 12 議案第 72 号 財産の取得の一部変更について（三種町子育て交流施設遊具）
- 第 13 議案第 73 号 財産の取得について（本庁舎空調機）

議長 金子芳継は、令和 3 年 11 月 25 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 10 時 00 分 開会）

議 長 （ 金子芳継 ）

おはようございます。

ただいまから、令和 3 年第 3 回三種町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は 15 名であり、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

書記には後藤君を任命いたします。

説明員として、町長及び教育長の出席を求めています。

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第 124 条の規定により 7 番、加藤彦次郎議員、8 番、後藤栄美子議員を指名いたします。

日程第 2. 会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 （ 工藤秀明 ）

委員長 おはようございます。

マスクを外させていただきます。

令和3年第3回三種町議会臨時会に当たり、11月22日に議会運営委員会を開催し、会期等について協議しましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております会期日程表のとおり、会期は本日1日としております。

なお、提出案件は議案8件となっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げましてご報告といたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日1日とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日に決定いたしました。

日程第3. 町長より招集挨拶を求めます。町長。

町長（田川政幸）

おはようございます。

本日、第3回議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には、何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議案審議の前の貴重なお時間を拝借し、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、県の感染警戒レベルが3から2へ引き下げられ、全国的に見ても感染の危険性は低くなっておりますが、これから乾燥期に入り季節性インフルエンザの流行も懸念されます。また、年末に向けて経済活動の活発化や往来の増加による第6波の発生も懸念されます。

町民の皆様におかれましては、リバウンドを防ぐために人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなど、感染防止対策に取り組みながら生活していただくよう改めてお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会につきましては、給与条例の改正、工事請負契約の変更、財産の取得議案等を提出するため招集した次第であります。

議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

議長（金子芳継）

町長の招集挨拶を終わります。

日程第4. 条例議案（議案第66号から議案第69号まで）の一括上程を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、議案第66号から議案第69号までの条例の改正案についてご説明いたします。

初めに、議案第66号、三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、秋田県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の期末手当の支給月数を0.10月分引き下げる改正を行うものであります。

主な改正内容であります。第1条による改正では、本年12月期の一般職の職員の期末手当支給割合を現行の1.225月から1.125月に、再任用職員については現行の0.675月から0.625月にそれぞれ引き下げ、第2条による改正では、令和4年4月1日以降の期末手当について、第1条による引下げ分を6月期と12月期に均等に振り分ける改正を行うものであります。

次に、議案第67号、三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正については、期末手当の支給月数を一般職の職員の期末手当支給割合と同様、0.10月分引き下げる改正を行うものであります。なお、本町ではこれまで任期付職員の採用は行っておりません。

次に、議案第68号、三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正、議案第69号、三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、町特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当の改定状況を勘案し、支給月数を0.10月分引き下げる改正を行うものであります。

改正内容は、町特別職及び議会議員とも本年12月期の期末手当の支給割合を、現行の1.5625月から1.4625月とするものであります。また、2条による改正では、令和4年4月1日以降の期末手当について、6月期と12月期の支給割合を均等に振り分ける改正を行うものであります。

以上が条例案の概要であります。期末手当の引下げに関連する予算の補正につきましては、12月定例会に上程させていただきたいと存じますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議 長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第66号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。3番、伊藤議員。

3番 (伊藤千作)

こういうコロナ禍の下で経済が非常に低迷している下での職員の給料の引下げということになると、非常に影響が大きいのではないかと思うんですけども、この0.1引き下げる影響額はどのくらいになりますか。

議 長 (金子芳継)

総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

お答えいたします。

一般職員と町特別職を合わせて約630万円くらいの引下げとなります。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

一般職だけについていうと、これ職員全体が0.1引き下げるということになるのか、あるいは子育て世帯とか、こういう何か年代によって格差があるのか、その点はどうか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

一般職員は一律0.10月分引下げということになります。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

新聞報道等によると国家公務員の手当は今回は行わないという報道がありました。それはまず6か月だか何か月延ばすと。だから、地方公共団体もそれを考慮して云々というニュースがありましたけれども、それらについてはどういう考えなんですか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

いずれ県の人事院の勧告に基づいて引下げするわけでございますが、来年に延ばした場合、退職される職員の分は引下げできない形となっております。その点につきましては町民のご理解を得られるかどうかという不安もありますので、県も本日提案している予定でございます。それに合わせて本町も引下げを実行するという形で提案させていただいております。（「終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番。

3番（伊藤千作）

反対討論です。

このコロナ禍の中で様々な対応に一番頑張っているのが職員であります。その頑張りを評価して引き上げるのなら話も分かりますが、反対に引き下げ

るというのはその頑張りに逆行するわけであります。今、このコロナ禍の中で世界的には公務員の給料は全世界で引上げを行っています。日本だけがそれに逆行しております。引下げは公務員の生活に影響を与えるとともに、コロナ禍の下で地域経済が低迷しているのに購買力はさらに落ちて、地域経済に与える影響は大きくなります。

よって、この原案には反対であります。

以上です。

議 長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第66号「三種町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（金子芳継）

着席ください。

起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第67号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤議員。

3番（伊藤千作）

この議案の対象者はいないようでありますけれども、議案第66号同様に反対といたします。

議 長（金子芳継）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第67号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

着席ください。

起立多数です。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第68号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第68号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第69号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第69号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 単行議案(議案第70号から議案第73号まで)の一括上程を

行います。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（ 田川政幸 ）

それでは、議案第70号から議案第73号までの工事請負契約の一部変更、財産の取得の変更及び財産の取得議案についてご説明いたします。

議案第70号、三種町子育て交流施設建築工事については、さきの第2回臨時会においてご説明したとおり、大型遊具が設置されるイベントスペースのコンクリート土間床を補強する必要が生じたほか、排煙窓の開閉設備の交換など現場精査による追加工事を行うため、契約金額及び工事の期限を変更するものであります。

議案第71号、三種町子育て交流施設機械設備工事については、建築工事において工期の延長が必要となったことから、契約金額及び工事の期限を変更するものであります。

議案第72号、三種町子育て交流施設遊具についても、建築工事における土間コンクリート改修工事後に遊具を設置する必要があることから、納入期限を変更するものであります。

次に、議案第73号、本庁舎空調機については、本庁舎空調機を所有権移転付き長期継続賃貸借契約により取得するもので、契約の相手方は、三種町内の株式会社ワタナベデンキ三種本店、三種本店長渡部慶哲氏で、契約金額は月額7万1千700円、総額7,686万3,600円とする賃貸借契約を令和4年3月1日から令和13年2月28日までの長期継続契約により契約締結するものであります。

以上について、地方自治法及び三種町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により提案するものでありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議長（ 金子芳継 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第10．議案第70号「工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設建築工事）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。6番、清水欣也議員。

6番（ 清水欣也 ）

1点だけお伺いします。

土間床下に隙間があったと、これを埋めるためという変更なんですけれども、この隙間の目視確認を役場職員の方がなされましたか。その質問だけです。

議長（ 金子芳継 ）

福祉課長。

福祉課長（ 清水 真 ）

お答えいたします。

現場のほう、目視での確認はしておりませんが、業者の写真撮影の資料で確認しております。

議長（金子芳継）

6番。

6番（清水欣也）

ぜひ、これからは目視確認をしていただきたいんです。というのは、私、以前に大分前から指摘してきたんですけども、我が町の議会で議決した契約議案、ほとんどが変更契約を結ばれているわけです、ほとんどが。これはなぜこんなに毎回毎回変更があり得るんだろうかと、非常に私は疑念を抱いております。今回もやはり同じでした。

ある学校の先生が、私にこういう質問を投げかけてきました。これは実際の話です。今回もまた山本のほうで変更契約があるんですけどね、そういう話でした。学校の先生を経験した方です。そうですねと、今回もまた2,000万円近くあるそうですねと言ったら、これは我が町の、私たちの町の常套手段だそうですねという言葉が返ってきたんですよ。これにはびっくりしました。だから、住民の中にはそういう目で見ている人もいるということなんです。

これは必要性は事実だったかもしれませんが、だけれども、これは何で当初予算で当初契約の中でこれが実現できなかったものなのかということが疑念として残るわけです。

ですから、今日の質問は目視確認という意味で質問をしましたけれども、ぜひ、これからは当初の工事契約の工事の設計の段階でひとつ精査をしながらやっていたきたいということでございます。

以上であります。

議長（金子芳継）

ほかにありませんか。7番、加藤彦次郎議員。

7番（加藤彦次郎）

工法についてなんです、土間コンクリートを解体撤去するとありますけれども、これはどうして撤去する必要があるのか、それは設計会社さんがちゃんと設計したことなのか、2点お尋ねします。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（清水真）

お答えいたします。

まず、今回の設計変更につきましては、設計業者のほうで内容を検討してまず定めたものでございます。

それで、解体撤去でございますけれども、まず土間コンクリートの強度を高めるためにコンクリートの厚さを増やすという目的が1つでございます。それから、まず今回の工事では地盤の支えを必要としないコンクリートスラブという構造に変更するわけでございまして、その施工のためにまず解体が

必要ということでございますので、よろしくお願いいいたします。

議 長 (金子芳継)

7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

今の説明ですと、今ある土間コンクリートを一旦撤去して、もう1回そこに張り直すということなんですね。それで、さらにその工法で支えるということなんでしょうけれども、結局、前より重たくなっちゃうんじゃないかと思うんです。基礎部分が支える部分が前より多くなるんじゃないかと思うんですけれども、それによる、あそこは地盤が弱いところなんです、そこは影響なしという設計なわけですよ。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

確かにコンクリートの厚みを増すことで重量的には重くなると思います。ただ、その重みに耐えられるように鉄筋を、今は1列の配筋ですけれども、それをダブルにまず変えるということと、土間コンクリート等を今度はその下にあります地中ばり、鉄筋コンクリート入りの地中ばりですけれども、それとアンカーで接続するという事でまず強度を高める設計をしております。ですから、強度的には大丈夫と考えております。

議 長 (金子芳継)

7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

ですから、それによってその弱い地盤が、くいは打ってあるんでしょうけれども、もつのかという質問ですが、それは設計上もつということなんですよ。もし下がったりしたら、それは設計会社の責任ということになるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

恐らく今後も地盤沈下は続いていくだろうと思っております。そのため、地盤の支えの必要のない構造体で土間コンクリートを支える、そういった工法に切り替えるということでございますので、よろしくお願いいいたします。

(「終わります」の声あり)

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。14番、安藤賢藏議員。

14 番 (安藤賢藏)

子育て支援センターは、旧山本時代に建てられたものをリフォームして子供たちのために利用するという事で、あそこは山本時代から軟弱地盤で昔

は沼であったようなんですが、あの建物を建てるときにボーリングした結果が泥炭層であると。その地中ぐいを、ボーリングをあらかじめやった際、一番深いところだと地下18メートルまでぐいを打たないと支持基盤がないということで、私がまだ若いときだったんですが、私たちはびっくりしたんです。

今、スラブ工法ということでぐいに当然つないで基盤を造るということで、理論的には私でも理解できるんだけど、この設計屋さんは下がったことをあらかじめ基礎設計するときには分かっていたと思うんですが、設計屋さんにはこれの責任というのがあるんですか、ないんですか。

というのは、先ほど清水議員もおっしゃっていましたが、担当する課で目視はしていないと、でもこれは予測できたことだったと思うので、基礎設計をやった段階で確認されていなかったというのはどこかの落ち度だと思うんですが、その辺の責任については問われないものなんでしょうか。どなたか詳しい方、お答えください。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

さきの臨時議会でもお答えしたかと思えますけれども、まず今回の改修工事の設計段階で、外周の沈下等の確認は目視で行なっております。それで、特段異常は認められておりませんでした。

また、山本総合支所としまして平成20年から12年ほど利用してきましたが、この間も特に床の歪みですとか地盤沈下を思わせるような現象も確認されておりませんでした。

そういったことで、まず設計段階では、例えば、土間コンクリートを一部くり抜いて床下の確認を行うというようなことはまず実施はしておりませんでした。もちろん、我々職員としましても床下でそういう現象が起きているという認識といたしますか、予見はできていなかったものであります。

その責任はどこにあるのかと、それに関する責任につきましては、どこにあるのかということにつきましてはちょっと今はっきり申し上げることはできませんが、確かに確認が甘かったと言われればそのとおりでございます、これを反省いたしまして、今後、安全面に抜かりのないように施設の点検を行ってまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

いいですか。14番。

14番 (安藤賢藏)

起きてしまったからのことで、まずこれは軟弱の地盤だというのはもうみんな分かっていることで、給食センター見ればよく分かるんですが、相当やっぱり軟弱なんです。

私は、この子育て交流施設というのは実にいい施設で、数少ない子供たち

をまず親も安心して遊ばせられるいい施設だということでも賛成なんです
が、事前に察知できなかつたことがとても残念なんです。

私も見には何回か行っていますけれども、今後はこういうことはきちんと
把握してから、設計屋に丸投げするようなことではなくて、ぜひとも今後の
反省材料にしていいものを造っていただきたいと思います。

終わります。

議 長 (金子芳継)

ほかにありませんか。13番、堺谷直樹議員。

13番 (堺谷直樹)

今回の変更ですが、土間下に隙間があったからというお話ですけれども、
先ほど7番議員さんの質問に対しては、土間コンクリートの強度に少し問題
があるような発言も課長はなされておりましたが、これは土間下に隙間がな
かったら変更しなくてもよろしい工事だったのか、ちょっとお聞かせくださ
い。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

お答えいたします。

まず、今回の設計変更でございますけれども、1つが床下の土間床の改修
でございます。あともう一つ、排煙窓の設備の交換でございます。土間床の
改修工事がなかったとしても、排煙窓の設備の交換で設計変更は必要であつ
たかと思えます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

土間コンクリートの床下に隙間がなかったら、この土間コンクリートの解
体撤去の工事は生じなかったという解釈でいいんですか。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長 (清水 真)

議員おっしゃるとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

13番。

13番 (堺谷直樹)

そうすれば、全部を解体するのではなくて充填工法という隙間を埋めるよ
うな工法のほうが安く済むと私は思うんですが、そういう何種類かの工法を
比較検討されて解体撤去という方向づけをされたのかどうか、その辺を教え
てください。

議 長 (金子芳継)

福祉課長。

福祉課長（ 清水 真 ）

お答えいたします。

今回の改修の検討に当たりまして、ただいま堺谷議員おっしゃられました充填工法、恐らくウレタン樹脂を隙間に充填する工法だと思いますけれども、そちらのほうも1つの案として検討いたしました。ただ、その場合、今後10年、20年とたつうちにまた隙間が出てくることが予想されますので、まず根本的な地盤の支えを必要とする土間コンクリートである以上は根本的な解決にはならないということで、地盤の支えを必要としない今回のコンクリートスラブの工法を選択したものでございます。（「以上です」の声あり）

議長（ 金子芳継 ）

13番、いいですか。（「オーケーです」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第70号「工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設建築工事）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第71号「工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設機械設備工事）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。7番、加藤彦次郎議員。

7番（ 加藤彦次郎 ）

先ほどの議案説明によりますと、工期の延長が必要になった。追加工事等はない。追加工事というか、この機械設備の工事において追加工事はない。工期が延びたから200万円近い金額が伸びたということなんですか。

議長（ 金子芳継 ）

福祉課長。

福祉課長（ 清水 真 ）

お答えいたします。

機械設備工事につきましては、追加工事はございません。ただ、建築工事

における土間床の改修工事に伴いまして、床暖房関係の設備工事も併せて工期の延長が必要となっておりますので、現場管理費、それから一般管理費等の共通経費につきまして、所定の計算方法により増額としたものでございます。

議 長 (金子芳継)
7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

もう1本、電気工事もあるわけですがけれども、電気工事は今回の追加工事によって影響を受けなくて、2月28日が工期ということで問題ないということなんでしょうか。床暖房とかとあったんですけれども、その辺は関係ないということなんでしょうか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (清水 真)
お答えいたします。

電気工事につきましても、建築工事、それから機械設備工事と調整を取りながら進めることとなりますので、そちらのほうも工期の延長が必要となっております。

ただ、電気工事につきましては、予定価格が5,000万円未満でございましたので議決事項からは外れておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 (金子芳継)
7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

そうしますと、議案には上がらないけれども、電気工事のほうも幾らか追加予算がかかるという考え方なんですね。規定の計算方法によって何ばか追加されるわけですか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (清水 真)
お答えいたします。

電気工事につきましても、107万300円の増額となっております。

議 長 (金子芳継)
7 番。

7 番 (加藤彦次郎)

それに関しては補正予算対応しなくてもいいんですか。

議 長 (金子芳継)
福祉課長。

福祉課長 (清水 真)
お答えいたします。

先回の臨時議会で、建築工事、機械設備工事と合わせまして増額のほうを計上しております。また、工期の延長に伴う繰越明許費も設定をしております。（「分かりました」の声あり）

議 長（金子芳継）
ほかにありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第71号「工事請負契約の一部変更について（三種町子育て交流施設機械設備工事）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。
日程第12．議案第72号「財産の取得の一部変更について（三種町子育て交流施設遊具）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第72号「財産の取得の一部変更について（三種町子育て交流施設遊具）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。
日程第13．議案第73号「財産の取得について（本庁舎空調機）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第73号「財産の取得について（本庁舎空調機）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日の会議を閉じます。
これをもって、令和3年第3回三種町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時46分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 後 藤 栄美子